

## 2 市町村及び一部事務組合からの意見・質問

### (1) 基本的な考え方について

■放射線対策の費用は、市民の安心安全を確保するために要した経費であると認識しており、貴社が示す算定基準に合わないものについても、再考の上、損害賠償の対象として新たな基準を示し、対応を進めることを要望する。【さいたま市1】

■現在損害賠償の対象は項目や年度において限定されているが、放射線への対応は現在も幅広く行っており、今後も継続して行うことから、対象の限定を外し、費やした費用全てを損害賠償の対象とすべきである。【川越市1】

■福島県外の学校プール水等の測定費用の賠償については、『政府指示等により実施を余儀なくされた検査ではないため、賠償の対象外』とのことだが、そもそも各自治体内の公共施設や学校における安全性については、政府に責任があるものではなく、各自治体に法的な管理責任・義務があるため、各自治体内で実施した放射線検査が必要かつ合理的であったかどうかの判断基準を「政府指示等」に求めることは、そもそも不合理であり、検査実施時点での地域的あるいは社会的情勢に基づき判断されるべきものとする。そのため、賠償の対象範囲について、あらためて基準を設けて欲しい。【川口市1】

■各自治体は、原発事故に係る住民の不安解消等に必要な対策を続けており、その負担を余儀なくされている。原発事故による損害賠償請求権の特例法が成立した経過にも考慮され、自治体の負担に係る賠償項目及び賠償対象期間等を限定することのないよう、再検討をお願いする。【秩父市1】

■原子力損害賠償紛争審査会において、指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないと明言していることを認識し、指針に基づく基準等が示されていない自治体の負担について、東京電力株式会社の考え方を持って、賠償対応を進めることのないよう強く要請する。【秩父市2】

■平成23年3月の原発事故による放射性物質の飛散により発生した費用は全額対象にすべきである。【飯能市6】

■放射線対策に要した費用については、そもそも福島第一原子力発電所の事故が起きなければ必要のなかった費用であり、事故原因者である貴社が全額負担すべきである。この放射線対策は現在も継続中であり、対象賠償業務、請求項目、補償期間を限定することなく、全ての費用を賠償対象としてほしい。【加須市1】

■事故によりとても多くの市民に対し、不安や心配など心理的ストレスを与えたことを考え、そのために各市町村等がどれだけいろいろなことに対応したかを誠実に受け止めて、

要した経費について賠償していただきたい。【春日部市 1】

■現在も放射線対策は継続中であり、賠償対象期間を延長していただきたい。【草加市 2】

■放射線対策に要した費用は、原発事故が起きなければ必要のなかった費用であり、事故原因者である貴社が全て負担すべきものであるため、賠償項目を限定することなく、全ての費用を賠償対象としていただきたい。【越谷市 1】

■放射線対策については、現在も継続中であるため、賠償対象期間を定めないでいただきたい。【越谷市 2】

■賠償基準について、貴社の担当者によって説明が異なるため、自治体により賠償対象になる、ならないといったケースが発生している。については、賠償基準をより明確にし公平な賠償を実施していただきたい。【越谷市 5】

■地方公共団体への賠償について、様々な分野で、「政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた・・・」ことを賠償対象の根拠としているが、地方公共団体は、政府の下部組織ではなく、各々が独立した法人であり、それぞれが自主決定権を持って事務を執行している。ゆえに、前述の根拠は、日本国憲法の地方自治の規定や地方自治法の本旨を全く理解していない誤った考え方と言わざるを得ない。そのため、法定受託事務の分野を除き、「政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた・・・」との考え方は根本的に改め、地域の実情や社会的な情勢に応じた考え方に基づく賠償を行って欲しい。【和光市 2】

■東京電力(株)は、「住民や議会からの要請に基づき、行なわれた対策等に係る経費は、原則として、地方公共団体が被られた風評被害に当たらない。」よって補償対象にはならないと考えていると回答（平成 25 年 5 月 20 日付け、回答（県あて））があったが、市民の安心・安全を図るため、東京電力(株)が行なわなかった業務を地方公共団体が行なったのだから、補償対象に含めるよう要望する。【久喜市 1】

■当市においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線に関する健康への影響等について、市民の不安が広がっていたことから、市民の安全・安心確保のため、積極的に放射能対策に取り組んできたところである。政府指示にもとづくものでなくても、市が独自に必要なかつ合理的に放射能対策に要した費用については、賠償すべき損害に値するものと考えている。【八潮市 1】

■福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に対して、政府及び東京電力(株)から終息宣言、安全宣言が出されていないため、平成 24 年度以降も空間線量検査や食品検査等を継続して実施しなければならない状況となっている。継続して実施しているものについても賠償対象とすべきである。【白岡市 2】

■今回、賠償の範囲が「押し出し時間外対応費」まで拡大されたが、賠償対象期間が平成24年3月31日までと限定されるなど、これまでの損害賠償の内容と同様に、賠償の範囲や賠償対象期間が、あまりにも限定的なものと思われる。当町においては、事故発生以降、町民の安全・安心を確保するため様々な放射能対策に取り組んでいる。その対策費用は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故発生に起因するものであり、勤務時間内での放射能対策に係る人件費を含め、全て損害賠償の対象であるものとする。以上のことから、賠償の範囲や賠償対象期間など再考を求める。【横瀬町1】

■東京電力(株)福島第1原子力発電所の事故が発生せず、また発生した場合でも、さまざまな危機管理がなければ、町は当該事故対応のための放射能測定機器の購入、測定、公表、住民対応（放射線の概要を周知する印刷物：全戸配布）等は到底発生しないものである。東電の根本的な対応姿勢が問われることは言うまでもない。また、加害者が、被害者である地方自治体の意見の集約もせずに賠償に係る基準設定、取り扱いを決定する自体があり得ない。この厳しい財政状況下、町の貴重な財源である町税を、その対応に投下することを回避するには、この損害賠償請求の取り扱いを軌道修正し、本来のあるべき内容とするべきである。【皆野町1】

## (2) 請求手続きについて

■ 貴社指定の賠償金請求の手続きの際に求められる資料が膨大であるため、その事務が大きな負担となっている。ついては、手続きを簡素化していただきたい。【越谷市 6】

■ 金融機関への振込証明項目の省略、提出資料の電子化等、手続きの簡略化をすること。【三郷市 3】

■ 請求手続きにおける膨大な量の提出資料作成のためのコピー代を賠償対象とすること。【三郷市 4】

■ 損害賠償請求に必要な各種書類を提出しても、東京電力本部側から再度詳細な書類の追加を求められることが多く、その度に多くの労力や時間を要している。請求側の負担を考慮して、申請書類や添付書類の簡略化をできるだけ図ってほしい。【志木地区衛生組合 1】

### (3) 空間放射線量測定費について

■平成24年度に購入した空間放射線量測定器について購入費用を対象にすべきである。平成24年度に放射性物質測定装置を購入し市民の方向けの放射性物質測定を開始した。これに掛かった費用を対象にすべきである。【飯能市1】

■測定器の点検校正は必須である。これに掛かった費用を対象にすべきである。【飯能市3】

■空間線量の賠償の対象期間は、航空機モニタリングを実施するまでの平成23年12月までとしている。しかし平成24年以降も、市民は身近な場所の放射線量について不安を感じており、市内の定点で毎日実施している空間放射線量の測定や、ホットスポットの測定等を行っている。これは自治体における「必要かつ合理的」な測定であると考えられるため、これに係る測定費用については損害賠償の対象としてほしい。また、原発事故に係る市民の不安解消に必要な対策として、土壌やプール水、プール汚泥、家庭菜園の野菜等に係る放射性物質濃度の検査費用を行っており、これら全ての費用を損害賠償の対象としてほしい。【加須市4】

■空間線量検査費用の賠償対象期間を平成23年12月までとしているが、多くの自治体では、それ以降も測定を継続している。これは、まさしく住民の声を聴き、貴社が主張するところの不安や恐怖を緩和するために実施しているものであり、航空機モニタリング結果の公表等をもって、平成24年1月以降を対象外とすることは、実情を全く理解していないものである。住民の放射線被ばくに対する不安等を緩和するため、地方自治体は多くの時間を要していることを再認識し、賠償対象期間を延長するべきである。【朝霞市2】

■賠償対象期間を平成23年12月31日までとしているが、その時点では、ホットスポットやマイクロスポットと呼ばれる局所的に空間放射線量が高い箇所の問題は全く解決されておらず、それ以降も、放射性物質が集積・滞留しているような箇所があれば、そこは新たに検査・測定させざるを得ない状況にあり、貴社が主張している「それ以降の検査は、基本的には不安・恐怖の緩和の手段として、必要かつ合理的な範囲にあたらな」と考えられる」との理屈は、完全に合理性を欠く主張である。そのため、空間線量検査費用の賠償対象期間を、少なくとも平成24年度まで延長すべきと考える。【和光市1】

■放射線測定機器及び放射性物質検査機器を購入し、公共施設における空間放射線量の測定、市内産農産物、市立小・中学校及び市立保育園における給食食材及び提供給食等の放射性物質検査を実施している。今後も引き続き、測定及び検査を実施していくことから、機器の精度を維持するために行う校正等の点検に係る費用についても賠償対象とすべきであるとする。【新座市1】

■放射線量測定器用の充電電池（エネルギー３セット）については、原発事故に基づいて発生した事務用に購入した消耗品の費用であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 10】

■空間放射線量検査費用の賠償対象期間を 24 年度以降も対象とすること（現行 平成 23 年 12 月まで→空間線量測定終了まで）。【三郷市 1】

■平成 23 年 12 月 31 日以前に発生した空間線量検査に係る「自ら購入した消耗品費等」については、既に賠償対象とならない旨の回答をいただいているが、本市としては空間線量検査に際し負担を余儀なくされた経費であるため、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市 1】

■平成 24 年 1 月 1 日以降に発生した空間線量検査費用についても、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市 2】

■当市で平成 25 年度に東京電力㈱に請求した金額のうち、平成 24 年度に市民からの要望により、貸し出し用として購入した測定機器については、会計年度により対象外とされたが、会計年度で判断すべきものではなく、事故が発生しなければ必要のない費用であり賠償の対象とすべきである。【白岡市 1】

■測定機器の購入については、賠償対象期間を平成 23 年 12 月 31 日までとしているが、放射線の健康への影響について、不安が広がっていたことから、賠償対象期間後に購入した貸出用測定機器等についても対象としていただきたい。【伊奈町 1】

■福島第一・第二原子力発電所の事故による住民不安緩和のために、町で空間線量検査機器を購入し、定期的に職員が測定を行い、住民へ結果を周知している。しかし、その検査機器の性能の維持及び精度の高い測定を求めるには年に一度の定期的な点検・校正が必要と説明書に書かれている。このため、町では購入後、既に 2 回の機器の点検・校正を実施しており、その費用は高額である。本来なら、このような費用は発生することがないので、その費用についても賠償金の対象としていただきたい。【鳩山町 3】

#### (4) 学校給食検査費について

■平成25年度以降に発生した学校給食食材等の検査費用及び人件費について、損害賠償の対象とすべきである。【川越市2】

■学校給食に係る検査費用は平成24年度までが対象とされているが、市民の不安解消のため、検査を継続していく。検査に係る検査費用に期間を限定することなく、全ての費用を賠償対象としてほしい。【加須市5】

■給食等検査費用については、平成24年3月31日までの分は賠償済みだが、それ以降も実施しており、現在も継続中である。保護者・市議会の不安は消えず、検査要望もあるため現在も継続している状況にある。放射性物質の性質からしても検査を継続している間は、賠償対象とすべきと考える。【新座市4】

■学校給食等に係る検査費用については平成25年3月31日までの間の支出分が賠償対象とされ、その後は対象外としているようだが、いまだに不安の声は多く、26年度も継続して実施する予定である。賠償対象期間を設けず引き続き対象とされたい。【桶川市1】

■学校給食等にかかる検査費用の請求対象期間の延長について配慮願いたい。【富士見市1】

■平成25年度以降に発生した学校給食等の検査費用についても、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市3】

■学校給食等に係る検査費用は平成24年度までは対象となっているが、市では市民の不安解消のため、平成25年も実施しているところであり、来年度以降も実施する予定である。引き続き学校給食等に係る検査費用を賠償対象としていただきたい。【日高市2】

■福島第一・第二原子力発電所の事故により、町では学校給食で使用する食材等の放射性物質測定検査を実施し、測定結果を公表することにより、児童・生徒の健康への安心・安全を確保し、保護者の給食に対する信頼感をより高めるため、その測定検査事業を実施している。平成23・24年度は東京電力(株)に実績費用に応じて損害賠償をしていただいた。平成25年度、平成26年度以降も引続き町負担費用で測定検査事業を実施する。掛かった費用について損害賠償をお願いする。【鳩山町2】

■平成24年度の放射線測定に係る委託料と消耗品費については、損害賠償金を支払っていただいたが、平成25年度も損害賠償金を支払っていただけるのか。【寄居町1】

## (5) 学校プール水検査費について

■損害賠償の条件が、プールに使用する水道水や大気中から一定の放射性物質が検出されることとされ、現在対象地域は、特措法の汚染重点調査地域の自治体のみであり、それ以外の市町村は、対象外となっている。しかし、プールの授業を行うにあたり、市として児童・生徒の安全・安心の確保のために実施したものであり、損害賠償の対象とすべきである。【川越市3】

■平成25年7月11日付け「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」において、学校等屋外プール水に係る検査費用については、福島県内の地方公共団体と同様の状況にあった地方公共団体が実施を余儀なくされた費用が賠償対象とされたが、検査の結果、一定の放射性物質が検出されなかった場合であっても、プール水の放射性物質検査に要した費用については、すべて賠償の対象とすべきである。【秩父市5】

■市立小・中学校及び公営の屋外プール水について実施した放射性物質検査費用については、福島県内の自治体又はこれと同様の状況にあったと認められる自治体に限らず、利用者の不安等を解消するために実施した自治体の検査についてはその費用を賠償すべきであると考えます。【新座市3】

■東京電力(株)は、「プールに使用する水道水や大気中から放射性物質が検出され検査を余儀なくされた等の事情を伺ったことを受け、かつ子どもが選択の余地なく利用する施設であるという特殊性を踏まえ、福島県内の地方公共団体と同様の状況にあったと認められる場合につきまして、ご事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。」との回答（平成25年5月20日付け、回答（県あて））があったため、本市も対象になると考え、東京電力(株)へ問合せをしたところ、対象は「汚染状況重点調査地域（環境大臣が指定）」のみで、本市は対象外とのことであった。住民の安心・安全のために検査を実施したものであり、補償対象に含めるよう基準の見直しを要望する。【久喜市2】

■学校等のプール水に係る放射性物質濃度の検査費用についても、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市4】

■土壌中の放射性物質の測定及びプール水中の放射性物質の測定に係る経費について、賠償対象としていただきたい。【日高市1】

■学校校庭の土壌汚染調査費用や学校等屋外プール水に係る検査については、政府指示等により実施を余儀なくされた検査ではないため、損害賠償金請求の対象外とされているが、事故がなければ必要のない費用であり、賠償対象とすべきである。【白岡市3】

## (6) 除染費について

■現在損害賠償対象地域は、特措法の汚染重点調査地域の自治体であり、政府支持等により実施を余儀なくされたもの以外は対象外とされているが、その当時は、政府支持の有無に限らずどの地域でも、原発事故により、多くの市民が放射性物質に対し不安やストレスを感じている中、不安を解消させ、市民の安全・安心の確保のために除染を実施したものである。そのため、損害賠償対象について、政府支持等関係なく地域指定を解除し全てを対象とすべきである。【川越市4】

■当市では、住民等の要望により学校等の放射線測定を実施し、放射線量の高い箇所の除染を行った。その際に発生した除染した土については、現在学校等に保管している。除染費用については今後の対応とのことだが、保管してある土壌等の引き取りについてはどうなるか。【川口市3】

■賠償金の支払対象となっていない除染に係る費用や土壌中の放射性物質濃度測定等の費用についても、市民の安全・安心のため実施しており対象としていただきたい。【草加市1】

■放射性物質汚染対処特措法の対象とならないホットスポット等の除染の費用について、賠償対象としていただきたい。【越谷市4】

■除染については、明らかに原発事故の起因により実施されており、費用についてはすべて賠償の対象とすべきである。【桶川市2】

■汚染状況重点調査地域以外の市町村が実施したホットスポット等の除染費用及び放射性物質汚染対処特別措置法に基づかないホットスポット等の除染費用についても東京電力が行う賠償の対象としていただきたい。【北本市1】

## (7) 人件費について

■ 3月22日東京都金町浄水場において指標値を超える放射性物質の検出があったことから、本市においても、3月23日以降水道水の安全性に関する問合せが市民から殺到したため、3月26日から4月17日までの間、休日（土・日）においても市民対応に備えた。このような、放射線に関する電話対応及び窓口対応についても、全て賠償請求の対象とすべきである。【川越市5】

■ 本市では、平成24年4月から放射線対策担当を新たに設置し、放射線量の低減及び放射性物質の濃度測定に努めてきているところである。勤務時間内の人件費については、損害賠償の対象外とのことであるが、放射線対策担当に配置された職員は、他の部所で勤務していた職員を充てており、他の部所においては職員の減員分を残業等で対応しており、十分損害に値するものと考えている。また、他部所においても各公共施設等の放射線量の測定や除染作業を行っており、本来勤務時間内にやるべき業務を時間外勤務等で対応したところである。以上のことから、勤務時間内外を問わず放射線対策に要した人件費については損害賠償の対象として認めていただきたい。【川口市2】

■ 食品放射線能測定業務のため臨時職員を雇用しているが、その際に発生する社会保険料・雇用保険料についても賠償請求対象とされたい。【秩父市3】

■ 放射線対策として臨時職員を任用している。給食、食品測定、空間放射線量測定に従事している。掛かった費用全てを対象にすべきである。【飯能市4】

■ 放射線対策担当を置いて業務にあたっている。これに掛かった費用を対象にすべきである。【飯能市5】

■ 下水汚泥の放射線測定を始めた当初、下水汚泥を分析機関まで運搬していた。往復約4時間、計7回の運搬をしたが、「賠償金請求書記入方法の案内（下水道・集落排水事業用）」の2ページでは、「放射線測定機器、物品消耗品の購入先への移動等は、通常業務と切り分けて証明することが困難と思われるため、原則として賠償金の支払いの対象外になると考えている」と記されている。往復約4時間、計7回という事実があり、4時間×7回という算出の仕方も可能かと思われるが、これでも賠償の対象外となるのか。賠償の対象としてほしい。【加須市2】

■ 事故対応に係る人件費については正規勤務時間内に発生している。正規時間内での対応は、市民サービスの低下に繋がったと言える。正規勤務時間内に行われた業務については損害賠償の対象としてほしい。【加須市3】

■ 放射線対策に要した人件費は勤務時間内に行った場合でも全て賠償対象としていただ

きたい。【越谷市3】

■「押し出し時間外職員対応費」の立証方法の見直しに係る人件費については、対象年度（平成23年度）と21年度の時間外勤務手当を比較し、対象年度の増が認められることを要件としているが、本来は、本件事故に係る対応については、その全てが通常業務外であり、追加的費用が発生しているものである。当該要件については、実質的に追加的費用が発生しているにもかかわらず、自治体の時間外勤務削減努力等の他の要因により満たすか否かが左右されてしまうものであることから、対象要件から除外し、押し出し時間外全てを対象とするべきである。【朝霞市1】

■避難所対応時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市3】

■計画停電対応時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費と考えており、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市4】

■放射能相談等時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市5】

■除染（放射能低減対策）作業時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市6】

■双葉町（加須市）への職員の派遣に要する時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市7】

■放射能対策会議等時間内給与費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市8】

■当市では、平成23年7月から放射能対策担当を新たに設置し、放射線量の低減対策及び放射性物質の濃度測定に取り組んでいる。空間線量検査に係る超過勤務手当に加え、勤務時間内に対象業務を行っていたことによる時間外の押し出し人件費についても損害賠償の対象となったところであるが、東京電力が賠償項目として認めるそれらの業務内容は限定的なものとなっている。また、勤務時間内の人件費については、依然として損害賠償の目処が立っていない。放射能対策担当に配置された職員は、他の部署で勤務していた職員を充てており、他の部署においては職員の減員分を残業等で対応していることから、その人件費は賠償すべき損害に値するものと考えている。以上のことから、業務の内容、勤務時間の内外を問わず、放射能対策に要した全ての人件費について、損害賠償の対象として認めていただきたい。【八潮市2】

■人件費の賠償対象を拡大すること（放射線対策専任部署に所属する職員の人件費、原発事故後、電話対応のために時間外に勤務した超過勤務手当等）。【三郷市 2】

■市民からの問合せへの対応や放射能検査の実施、さらには補償請求にかかる事務などの本来の業務以外の業務にかかる人件費及び事務費等について、勤務時間の内外に関わらず賠償対象としていただきたい。【日高市 4】

■平成 23 年度中は混乱状態にあったことから職員が勤務時間内に放射線測定等を実施し、それにより残業等の追加的費用が発生したものに限り賠償の対象と認められたが、勤務時間内に作業したのものについても事故が発生しなければ必要のない業務であり、追加的な費用発生証明が困難なものについても賠償すべきである。【白岡市 4】

■賠償請求に係る事務処理についても、説明会に参加し、各課に調査を依頼して集計するなど通常業務以外のあらたな業務として人件費が掛かっている。説明会に参加することも人件費、交通費等の経費が掛かっているため、請求に要する事務経費等についても賠償すべきである。【白岡市 5】

■放射性物質測定検査事業に係る人件費等の以下の費用について賠償対象としていただきたい。【鳩山町 1】

- ・ 臨時職員賃金 放射能測定員
- ・ 消耗品 放射能測定食材費  
測定器消耗品
- ・ 通信運搬費 放射能測定材料運搬費（精密検査）
- ・ 手数料 放射能測定者検便費用  
放射能検査（精密検査）
- ・ 放射線測定器保守点検委託料

■町で実施した放射線測定は、測定機器購入費、測定に係る職員の人件費、広報費用等に及ぶものである。人件費については、追い出し時間外職員対応費で追加費用が発生した場合のみ対象としているが、自治体によっては、勤務日、勤務時間の割り振り変更または時間外勤務手当に代わる休暇等、追加支出に及ばない場合もある。また、団体によっては、他の部署からの職員融通により専門部署を設け、やむを得ず対応しているところもある。これについて、賠償の対象としないことは、原発事故における費用負担を、町民に押し付けていることとなる。町の追加支出のみを賠償の対象とするにとどまらず、それぞれに換算されるすべての費用は対象とすべきである。【皆野町 2】

■福島第一原子力発電所の事故に起因して膨大な業務が発生したわけであるが、何故押し出し時間外の超過勤務のみを賠償対象とするのか理解に苦しむ。そもそも当該事故に関連

して対応を強いられた業務については、時間内、時間外に拘らず全てを賠償対象とするべきであり、押し出し時間外の超過勤務のみを賠償対象とすることは適当ではなく、今回の対応には到底納得することができない。また、貴社の賠償に臨む姿勢は、当該事象に係る因果関係を全くもって無視しているとともに、単に賠償金対象範囲を狭めるための安易な受動的判断基準に基づいているだけにすぎず、事故の原因者としての賠償責任を放棄していると言わざるを得ない。当方において生じた追加的業務（水質に関する問合せへの対応）に係る職員対応人件費については、少なくとも請求した分の支払いについては応じるべきであり、自らの管理・運営する施設を原因とする非常に広範囲への放射性物質拡散という事態とその影響の大きさを改めて省みた上で、第三者の判断に委ねることなく当該案件に対する賠償の責を負うことを求める。【越谷・松伏水道企業団1】

(8) その他の賠償について

■焼却残渣の受入先の要望や施設運転上の都合により、放射性物質濃度測定等が月1回を超える場合がある。現在、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金要綱では、月1回まで補助対象としており、月1回を超える場合その費用は、市負担となる。しかし、原発事故がなければ、当然放射性物質濃度測定をする必要がなかった。そのため、補助対象外費用についても、損害賠償の対象とすべきである。【川越市6】

■焼却残渣の資源化を委託していた事業者が原発事故後、風評被害等の影響で関東地区からの受入れを自粛しており、今後も受入再開の見通しが立たないため、薬剤処理を行い最終処分場への埋め立てているため、処理費用が増大している。また、最終処分を委託している事業者からは、本市への搬出量の削減要望もあがり、今年度は委託費が値上げしているのが現状である。そのため、最終処分費と資源化処理費の差額について、継続して賠償対象とすべきである。【川越市7】

■乳児向け飲料水の購入費について、平成23年3月21日付け健水発0321第2号厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」で、水道事業者に対し飲用を控える要請があり、また、平成23年4月4日付けで厚生労働省より「乳児向けに必要な飲料水量及び現在の飲料水備蓄量の調査」等があったことから、当局では市内乳児対応に備え、5月334ケース（2,004本）のペットボトルを購入しているため、放射線対策として要したこの購入費について賠償請求対象とされたい。【川越市8】

■水道料金及び下水道使用料の減免額について、東日本大震災及び原発事故に伴う被災者が本市において避難生活をしている間、川越市水道事業給水条例第27条及び川越市下水道条例第25条の規定に基づき水道料金及び下水道使用料を減免していることから、被災者に対するこの減免額について賠償請求対象とされたい。【川越市9】

■食品放射能測定機器を設置した部屋の改装工事を実施しているが、測定器を運用及び管理するにあたり必要な工事であるため、賠償請求対象とされたい。【秩父市4】

■排水処理施設のセシウム汚染による損害に対する、賠償期間をどう考えているか。【秩父市6】

■平成24年に放射線に関する講演会を2回行った。これに掛かった費用を対象にすべきである。【飯能市2】

■廃棄物処理対策に係る検査費用についても平成24年度までが対象とされているが、市民の不安解消のため、検査を継続していく。検査費用に期間を限定することなく、全ての費用を賠償対象としてほしい。【加須市6】

■検査費用として検査に伴う消耗品は賠償対象と認められたが、その他の放射性物質検査検体の回収・運搬にかかる費用、検査結果をホームページで確認できない保護者への周知のために学期ごとに通知する用紙の費用等、放射性物質検査に付随する費用についても、事故がなければ本来生じない費用であるため、賠償対象とすべきと考える。【新座市 2】

■放射性物質検査研修旅費については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 9】

■電話架設料（計画停電時対策等緊急連絡用）については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 11】

■災害対応内線電話架設（計画停電対応等緊急用）については、原発事故に基づいて発生した事務のための経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 12】

■土壌の放射性物質調査業務委託（第 1 回 460,950 円、第 2 回 197,400 円）については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 13】

■放射線の取扱いに係る研修会会場借上料については、原発事故に基づいて発生した事務での経費であるので、補償対象とするよう基準の見直しを要望する。【久喜市 14】

■事故直後、放射性物質の混入を避けるため、浄水場の凝集沈殿池への屋根掛け工事を実施し、当該費用全額について賠償請求を行い、支払を受けている。その後、地下水からの取水を停止したため、現在はこの凝集沈殿池を使用しておらず、屋根は簡易的な構造であることから、老朽化が進むと強風で破損し近隣住民等へ迷惑をかける可能性があるため、屋根の撤去を検討している。屋根の設置は原発事故によりやむを得ず実施したものであることから、この撤去費用についても賠償対象となるか。【久喜市 15】

■河川における刈草処分費用高騰分を補てんすること。【三郷市 5】

■側溝や排水路浚渫における処分費用高騰分を補てんすること。【三郷市 6】

■市民等からの要請にもとづき実施した公共施設等の砂場土壌の検査費用等についても、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市 5】

■放射能に対する不安を抱えている市民に対し、放射能の正しい知識を得るため実施した放射能講座の開催経費についても、損害賠償対象としていただきたい。【鶴ヶ島市 6】

■福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等から当市へ避難された方に対して、水道料金、下水道使用料あるいは福祉センターにおける浴室使用料等の免除を実施している。これらの免除額について、賠償対象としていただきたい。【日高市3】

■放射線測定結果の公表は、測定により得られた事実を、町民に伝える最低限の手段であり、このことにより東京電力(株)への問合せ、確認、質問等が抑制されたものであり、必然的に有用性が認められる。また、この測定を実施しなかった場合、町民への対応は不可能であった。【皆野町3】

■原発事故発生当時に、放射線そのもの、人体に与える被ばく量(基準)等を解りやすく説明する資料として、独自にチラシを作成し、町内全戸配布を行った。これにより、相当早い時期にその概要を知ることとなり、住民は混乱なく、通常の生活が維持出来た。【皆野町4】

■平成24年1月1日施行の「放射性物質汚染対処に係る特別措置法」のかさ上げされた維持管理基準に伴う廃棄物の最終処分場の処理費の値上げ分については賠償の範囲内か範囲外か。【蕨戸田衛生センター組合1】

■下水処理場から出される脱水汚泥の放射能測定費用について、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の支出分が賠償対象とされている。現在も、検査を継続中であるので、平成25年4月1日以降に支出した検査費用等についても、対象としていただきたい。【毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合1】

■当企業団では放射性物質の拡散によって起こる可能性のある突発的な乳児の摂取制限指示に備え、飲用水を補完するためにボトル水を購入・備蓄したものであり、すでにその購入費用については賠償請求を行ったところである。ところが、貴社の方針では「水道水中から摂取基準を超える放射性物質が検出されたことにより、乳児に対する摂取制限指示が政府から発令されたこと」が摂取制限に対する補償基準となり、ボトル水を購入・備蓄が「将来的な摂取制限指示に備えた防災対策であり、福島第一原子力発電所の事故との相当因果関係が認められない」とのことから、賠償金の支払い対象外とされている。しかしながら、放射性物質の拡散は非常に広範囲にわたるものであり、たとえ濃度が低いという理由で政府からの摂取制限指示が無かった地域だからとはいえ、前代未聞の事態に対する末端水道事業者としての使命に基づく取り組みを、相当因果関係がなく単なる防災対策の一環であるとのことで、賠償対象外として判断している貴社の考え方に、事態を発生させた原因者として事故に向き合う真摯な姿勢を感じられない。また、事故発生から3年近く経過した現段階においても、事故は収束に至っておらず、ともすれば再び放射性物質が拡散される事態が起りかねない状況が続いていることから、ボトル水の備蓄は継続させていかなければならず、消費期限のあるボトル水については事故が収束しない間は買い

替えを行いながら更新を余儀なくされるため、その費用がかさむこととなる。そもそも放射性物質の拡散に起因する突発的な危機（摂取制限指示）に対し、貴社が備蓄水の確保及び水道事業体へ配布などに対し責任を持つのであれば、水道事業体が敢えて備蓄をする必要はないものであり、当方としても賠償請求を行う必要はなくなる訳である。それが貴社にできないのであれば、事態発生に係る原因者の責任として、当企業団が放射性物質の拡散に係る摂取制限に備えてやむを得ず購入・備蓄したボトル水の購入費用については賠償の対象とすべきである。【越谷・松伏水道企業団2】